

台風第 14 号の被害に対する農作物の技術対策について

令和 4 年 (2022 年) 9 月 21 日

農業技術課

※ 農薬を使用する際は、農薬ラベルをよく確認し、使用基準を遵守してください。
また、長野県、(一社)長野県植物防疫協会発行の「長野県令和 4 年農作物病害虫・雑草防除基準」(<https://www.pref.nagano.lg.jp/bojo/nouyaku/bojokijun/index.html>)を参考と
してください。

1 果樹

- (1) 葉や果実が風雨にもまれ損傷している場合があるので、定期防除に準じて防除するか、特別散布を行う。
- (2) 樹体が倒伏した場合
 - ア 倒伏して根が露出した樹は、断根しないよう注意しながら早期に立て直す。
 - イ 断根程度が軽い場合は、果実生産を優先する。果実の着果が多く立て直しが困難な場合は、根を土で覆うなど応急措置を行い、本格的な復旧は後日もしくは休眠期に行う。
 - ウ 断根程度がひどい場合は、着果量を減らし、樹体維持を優先する。また、乾燥が続く場合はかん水を行う。
 - エ 枝の損傷部には農薬登録のある塗布剤を塗布し保護する。
 - オ 地際から完全に折れている樹は改植を行う。
- (3) 棚や施設が損壊した場合(ぶどう、りんご等)
 - ア ぶどう棚が倒伏した場合は、できる範囲で棚面を持ち上げ仮復旧し、収穫まで維持する。収穫後はなるべく早く復旧する。
 - イ りんごわい化栽培ではトレリスの傾きやゆるみは、できる範囲で復旧するか、それ以上傾いたりゆるんだりしないよう対応する。本格的な復旧は収穫後に実施する。
- (4) 損傷した果実の取扱い
損傷した果実や樹上に残っても損傷している果実は、集出荷先と十分協議して、今後の取扱い方針を決める。